

重点方針専門調査会における  
審議について

～「重点方針 2016」に基づく施策の取組状況～

(佐藤議員提出資料)

平成 28 年 10 月 7 日 (金)

第 50 回男女共同参画会議

## 「重点方針 2016」に基づく平成 29 年度概算要求等のフォローアップ (第 4 回・第 5 回 重点方針専門調査会における主な意見)

### 個別施策についての主な意見

- 非正規雇用の女性の待遇改善には、企業行動を変える必要がある。その手段として、非正規雇用の待遇改善のための課題把握と情報開示を企業に義務づけてはどうか。
- 待機児童解消のため、保育の受け皿確保は極めて重要。育児休業を最長 2 年まで延長できるように法律改正の動きがあるが、待機児童解消のための取組を緩めるべきではない。
- 「子育て世代包括支援センター」の機能として、①「復職・再就職」支援のみならず、仕事と育児の両立を前提とした継続就労支援、②産前・産後から育児期間のすべてにわたって、父親が参画するための支援、③出産を悩む妊娠初期の女性への支援を含めるべき。
- 女性の活躍には地域差があるため、「地域女性活躍推進交付金」による自治体への支援が重要。
- 配偶者控除の見直しは、男女共同参画会議において従来から指摘されてきたが、ぜひ進めるべき。
- 配偶者控除の見直しとも密接に関係する施策であるが、本年 10 月からの短時間労働者の被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大について、対象企業の範囲が誤解されるおそれがある。新たな適用企業は、「従業員数 501 人以上の企業」でなく、「適用拡大前の基準で、被保険者が 501 人以上の企業」であることを企業や雇用者・求職者にわかりやすく示すべき。
- 通称使用の拡大のため、マイナンバーカードに旧姓併記ができるようにするための準備は引き続き、進められるべき。

### 個別施策の実効性を高めるための横断的な考え方

- 施策間の関連性に目配りしながら、各府省が連携して、その効果を最大限に高めるべき。
- 女性活躍加速には、長時間労働に代表される働き方の改革や、男性の家事・育児等への参画が不可欠。男性の働き方・暮らし方・意識の改革を進めていくべき。